

新型コロナウイルス感染症対策に係る財源の継続支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界各国に感染が拡大し、我が国においても感染者の出ない日はなく、6月4日現在、既に17,000人余りとなっている。

政府は、本年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、特別措置法第32条に基づく緊急事態宣言を東京都をはじめ7都道府県に発令し、4月16日には対象地域を全国に拡大した。また、4月30日には新型コロナウイルス感染症対策のための事業規模約117兆円という前例のない補正予算が成立し、6月12日の第2次補正予算成立後の事業規模総額は約234兆円となっている。

本市も、感染拡大防止の観点から県境を越える移動の抑制・外出の自粛要請・各種事業者への休業要請等を講じてきた。その結果、人・物流の停滞による経済活動低下が生じ、多くの事業者が経営悪化に陥り、市民生活にも甚大な影響が生じている。本市においても、今後もこの感染症緊急経済対策を取りまとめ、感染拡大防止、子育て世帯の支援や事業継続の支援強化等を講じることとしているが、多くの地方公共団体はその財源確保が大変困難な状況下におかれている。

よって、国においては、国民の生命と財産を守るため、下記の事項に早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための医療提供体制が堅持できるよう、必要な対策と財源確保を行うこと。
- 2 甚大な影響を受けている市民生活や地域経済に対し、地方公共団体が十分な支援措置ができるよう、今後とも継続的な財源対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月25日

鹿児島県鹿屋市議会